

- 人づくり革命基本構想等を踏まえ、一般教育訓練給付について、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ引き上げ。

【人づくり革命基本構想（平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定）】(抄)

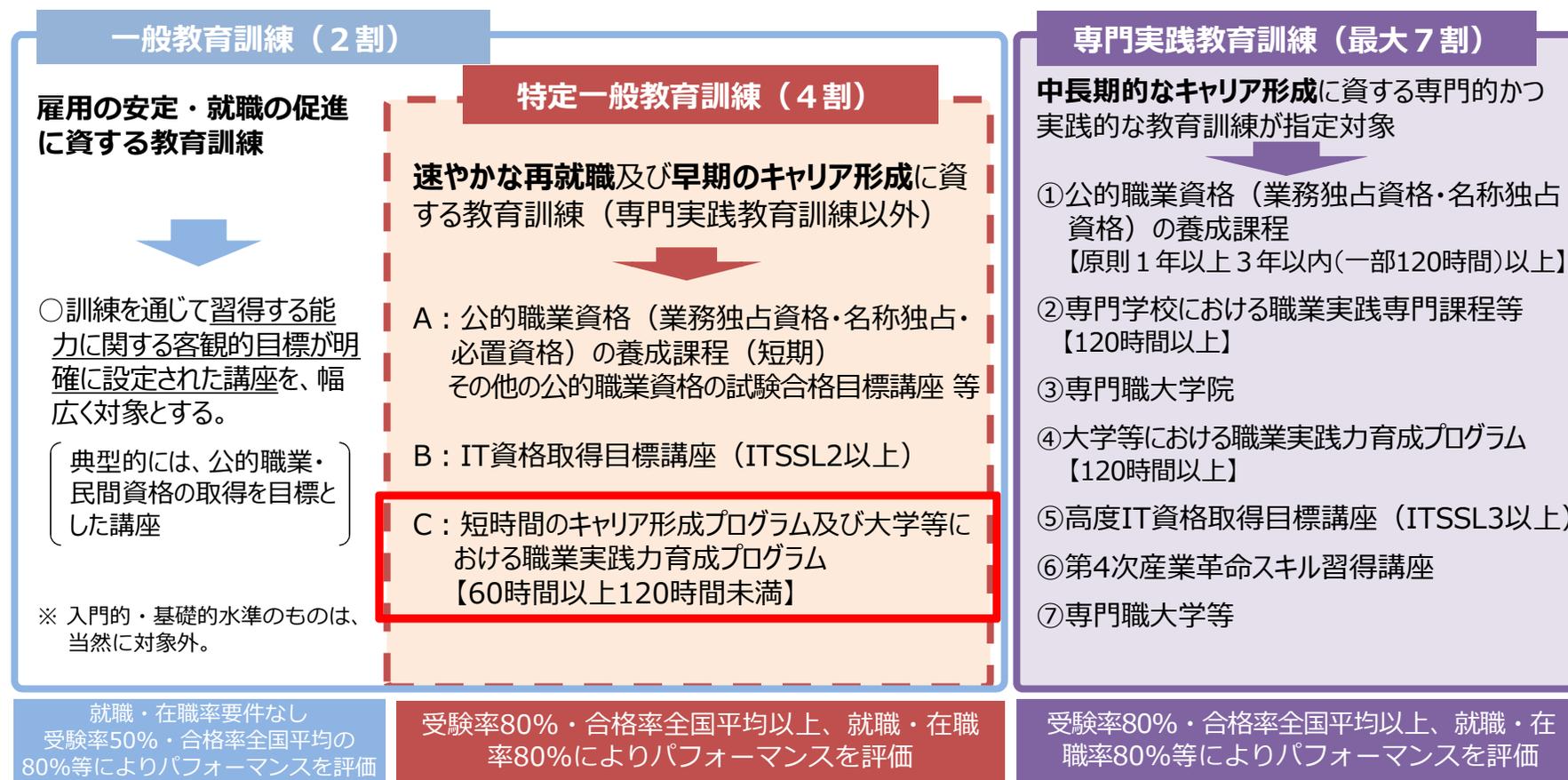
第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならない。

(教育訓練給付の拡充)

一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。

教育訓練のコンセプト・イメージ・パフォーマンス評価



特定一般教育訓練の一部類型に係る効果検証について

背景

特定一般教育訓練のうち、「文部科学省告示に基づき大臣認定されている職業実践力育成プログラム（大学等対象）及びキャリア形成促進プログラム（専門学校対象）のうち、短期間※1のもの」については、第12回労働政策審議会人材開発分科会（平成31年1月23日）において、教育訓練の指定基準等の告示改正案を審議した際に、当該類型の講座が計画段階であったことから、「（特定一般教育訓練の）**適用開始後、1年後を目途に、受講受給者の属性、修了者の就職・定着の状況、キャリアアップ効果の事例等について検証**」することとされた。

※1

通学制：

訓練期間が1月以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上

通信制：

訓練期間が3月以上1年以内

現状

➤ 特定一般教育訓練給付が開始した令和元年10月以降、当該類型の講座指定数は**計4講座**※2。

※2：認定看護管理者、実務者教員、性暴力被害者支援看護職などの養成講座

➤ したがって、現時点では、受講受給者の属性等について、**限定的なエビデンスしか存在せず**、当該類型を特定一般教育訓練の対象としている**効果を検証するには不十分**と考えられる。

<講座数が少ない理由として考えられるもの>

・学校教育法施行規則の改正（平成31年4月施行）によって、要件が「60時間以上」に緩和されたばかりであり、新たなカリキュラムの編成が広がっていない。

・キャリア形成促進プログラムの認定制度は、平成30年8月に制度化されたばかり。専門学校の事務事業体制が小さいことから、新たに短期間のカリキュラムを検討するには一定の時間を要する。

・コロナ禍のため、大学や専門学校が通常どおりの業務を行うことが困難な状況。

対応案

➤ 第12回分科会において、「（特定一般教育訓練の）**適用開始から2年後を目途（令和3年10月頃）に（制度全体を）検証**」することとされていることから、**当該類型についてもこの検証の中で併せて効果検証**する。

➤ 今後も引き続き文部科学省と連携し、現状の改善※3に努めるとともに、分科会における特定一般教育訓練の制度検証のためのエビデンス収集・整備を行う。

※3：文部科学省の今後の取組

・文部科学省HPやSNS等を通じた周知の更なる強化

・大学等及び専門学校それぞれの取りまとめ団体を通じた周知・説明会の開催

・委託事業において大学等が開発しているモデルプログラムの横展開

參考資料

教育訓練給付の概要

2020年9月作成

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) ＜特び労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。	○ 受講費用の 40% (上限 20万円) を受講修了後に支給。	○ 受講費用の 20% (上限 10万円) を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は2年以上)	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)
対象講座数	2,500講座 (2020年10月時点) 累計新規指定講座数 3,853講座 <small>※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数</small>	406講座 (2020年10月時点)	11,020講座 (2020年10月時点)
受給者数	23,251人 (2019年度実績) / 71,442人 (制度開始～2019年度) <small>※いずれも初回受給者数。</small>	126人 (2019年度実績)	90,776人 (2019年度実績)
対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの)	<p>次の①～⑦の類型のいずれかに該当し (【】内は講座期間・時間要件) かつ、類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 受検率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 <small>(看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間 (法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む。】</small></p> <p>② 専門学校等の職業実践専門課程等 (キャリア形成促進プログラムを含む) ※5 就職・在職率の実績が一定以上 <small>(商業実務、経理・簿記等) 【2年 (キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】</small></p> <p>③ 専門職大学院 (MBA等) <small>【2年以内 (資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】</small> 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p>④ 職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程等) ※1 <small>【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】</small> 就職・在職率 (已見票呈こあつては、就職・在職率及び定員充足率) の実績が一定以上</p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>(情報処理安全確保支援士等) ※2</small> <small>【時間が120時間以上 (ITSSLレベル相当4以上のものに限り300時間以上) かつ期間が2年以内】</small> 受検率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 (AI、IoT等) ※4 <small>【時間が30時間以上かつ期間が2年以上】</small> 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 ※5 <small>【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】</small> 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p><small>※1：2016年4月から適用 ※2：2016年10月から適用 ※3：2017年10月から適用 ※4：2018年4月から適用 ※5：2019年4月から適用</small></p>	<p>次の①～③の類型のいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程(※)又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 <small>(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む) ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。</small> 受検率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>② 情報通信技術に関する資格のうちITSSL2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>(120時間未満のITSSLレベル3を含む) ※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。</small> 受検率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>③ 短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム <small>※ 専門実践教育訓練の②、④に該当するものを除く。</small> 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3ヶ月以上1年以内 	<p>次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3ヶ月以上1年以内 <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (同行援助従事者研修等) ○ 専門的サービス関係 (社会保険労務士、税理士、司法書士等) ○ 情報関係 (プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ○ 事務関係 (簿記、英語検定等) ○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引主任者等) ○ 技術関係 (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ○ 製造関係 (技能検定等) ○ その他 (大学院修士課程等)

文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラムの 質保証・検証の具体的方法

平成31年 1月24日
第12回労働政策審議会
人材開発分科会
参考資料3 一部加工

- 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム（60時間以上120時間未満の職業実践力育成プログラム・キャリア形成促進プログラム）については、いずれも、構想どおりの講座開講に至った場合、人づくり革命基本構想に示された「ITスキルなど、キャリアアップ効果の高い講座」としての質を満たすと見込まれ、また、教育訓練給付の拡充により求められる、対象講座全体としての量的カバレッジ・バリエーションの確保にも寄与するものと期待。
- 他方で、短時間の職業実践力育成プログラム・キャリア形成促進プログラムについては、資格受験・合格の観点での講座の質保証が叶わないこと、在職者が受講受給者の多数を占めることが見込まれ、離職者の就職実績という観点での十全な講座の質の事前・事後の検証が困難と考えられること等から、課程類型共通の講座の要件に加え、これら課程類型独自の講座指定基準の設定やその運用、制度適用前後の検証等の仕組みを設定することで、厳格な質保証を期することができると考えられるものであり、質保証・検証の具体的方法（案）は、以下のとおり。

短時間の職業実践力育成プログラム（BP）・ キャリア形成促進プログラム

①厚生労働省としての指定基準の設定により除外される講座例

各課程類型共通の指定基準によるもの

- 就職・在職率80%未満のもの（例：就職・キャリアアップ以外の目的の受講者が相当数に上る講座等）

課程類型固有の指定基準等によるもの

- 修了者のキャリアアップ成果やその事例、在職・採用企業側の評価等の情報開示を行わない（乃至虚偽の情報を開示する）もの
- 習得を目指す実践的職業能力の対象職業や、受講者層の特性に応じたキャリアアップ上の効果を明確にしない、乃至、プログラム内容と整合しないもの

②制度適用後の検証

適用開始後、1年後を目途に、受講受給者の属性、修了者の就職・定着の状況、キャリアアップ効果の事例等について検証を計画（特定一般教育訓練の対象講座全体については、適用開始から2年後を目途に検証を計画）

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを
 「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定



<目的> プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

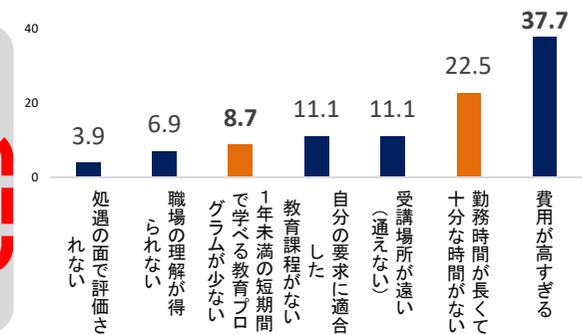
- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上（5割以上を目安）を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている
 - ①実務家教員や実務家による授業 ②双方向若しくは多方向に行われる討論
 (専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③実地での体験活動 ④企業等と連携した授業
 (インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表 (修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備 (週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

履修証明制度(※)について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に

社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進



※主に社会人を対象とする正規の課程以外の教育プログラムのうち、一定の要件を満たすもの(履修証明プログラム)について、修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度

出典：社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究 (平成27年度イノベーション・デザイン & テクノロジーズ株式会社 <文部科学省> 先進的の大学改革推進委託事業)

「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」のうち短時間 (60時間以上120時間未満)のものを想定した場合のイメージ

下限時間数引き下げのねらい

キャリア形成促進プログラム(120時間以上2年未満)

プログラム受講生のこれまでの学習歴・業務経験等を基盤とした上で、必要なエッセンスを体系的かつ効率的に習得できるよう抽出したカリキュラム

平成30年8月：大臣認定制度創設
 平成31年1月：初回認定実施



認定要件である修業年限の下限を引き下げ

短時間(60時間以上120時間未満)

プログラム受講生の**在籍する企業等においてキャリアアップに必要なエッセンスを短期集中で効率的に習得できるよう抽出**したカリキュラム

【目指す人材像】

○現場のリーダー層(例：測量等にドローン技術を活用できる人材)

履修証明制度の下限時間数引き下げ

- ・**学び直しの障害要因**
 ⇒1年未満の**短期間で学べる教育プログラムが少ない**
- ・**履修証明制度等の改善点：**
 ⇒総授業時間数がより**短時間での修了が可能な制度とすべき**
- ・大学等の社会人向けプログラムにおける募集定員の充足率
61~90時間：87%、121時間以上：56%(図1参照)

平成30年度中：学校教育法施行規則改正(予定)
 =**履修証明制度の下限**を現行の**120時間から60時間**へ引き下げ

【期待される効果】

- ・大学・専門学校等による従来より短期の教育プログラムの供給を促し、社会人の短期の学び直しニーズに対応。
- ・学び直しプログラムの多様化を促す。

修業年限以外の認定要件は共通

教育課程編成委員会

専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行う会議を年に2回以上開催。

学校関係者評価委員会

企業等の役員又は職員が参画する会議において、学校関係者評価を実施し評価結果を公表。

一定以上の実践的授業

企業等と連携して行う授業、インターンシップ、その他の実践的な方法による授業がカリキュラム全体の5割以上を占める。

教員研修

企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施。